



令和8年7月17日

四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第二部会の審議概要について

四国地方整備局入札監視委員会第二部会は、本年度第1回定例会議を下記のとおり開催しました。

審議は、四国地方整備局（港湾空港関係）が令和7年10月から令和8年3月までに発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の中から委員が抽出した5件の入札・契約手続に関する事項等について行いました。

その審議概要は別添のとおりです。

記

開催日時 令和8年6月26日（金）13:30～16:30

会場 高松サンポート合同庁舎北館701会議室

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061（代表）

（定時以降は、087-811-8304）

四国地方整備局入札監視委員会事務局

契約管理官 岡本 隆章 （内線6331）

技術審査官 岩本 英治 （内線6216）

経理調達課長 寺田 俊浩 （内線6311）

品質確保室長 浅川 圭一 （内線6413）

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第二部会 第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和8年6月26日(金) 高松サンポート合同庁舎北館701会議室					
委員 (部会委員 3名)	部会長	森本 洋右(公認会計士)				敬称略
	委員	石塚 正秀(香川大学教授)				委員は50音順
	松本 龍太(弁護士)					
審議 対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分					
審議案件	総件数 5件(工事1件、建設コンサルタント業務等3件、役務の提供等及び物品の製造等1件)					
	入札方式	件 名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札 者数	落札率 (%)
工 事	一般競争入札方式 (政府調達協定適用対象工事以外のもの)	高知港三里地区防波堤(東第一)築造工事(その(1))	(株)新創	203,170	4	91.81
建設コン サルタン ト業務等	公募型競争入札方式	三島川之江港土質調査(その2)	基礎地盤コンサルタンツ(株)四国支店	67,760	4	79.17
	簡易公募型競争入札方式	高松空港土質調査	復建調査設計(株)四国支社	48,290	7	79.34
	簡易公募型プロポーザル方式	徳島小松島港における生物共生を考慮した浚渫土砂活用技術検討業務	徳島小松島港における生物共生を考慮した浚渫土砂活用技術検討業務みなと総研・三洋テクノマリン設計共同体	18,975	1	91.27
役務の提供等及び物品の製造等	一般競争入札方式	松山港灯浮標チェーン等購入	大森商機(株)	2,891	2	87.49
報告事項	①指名停止の運用状況 ②談合情報等の対応状況 ③再度入札における一位不動状況 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤一者応札の発生状況 ⑥不調・不落の発生状況 ⑦高落札率の発生状況 ⑧再苦情処理					
委員からの意見質問、それに対する回答等			審議した案件の入札手続きは、適切に処理されている。 (審議内容は別紙のとおり)			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

(注)プロポーザル方式においては、「入札者数」は「技術提案書の提出者数」である。

別紙 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

1. 抽出案件の審議概要

(1) 工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

意見・質問	回 答
高知港三里地区防波堤(東第一)築造工事(その(1)) 当該工事と併せて一括審査の対象になっているのは「高知港三里地区防波堤(東第一)築造工事(その(2))」なのか？ 一つの工事にしようと思えばできたのか？ 案件を分けなければいけない等の理由があるのか？ 一括審査の対象となる工事の分け方について、いくつに分けるのが適切かの検討はなされているのか？ 技術者評価における工事成績の評価はどのような理由で差が生まれているのか？ 一括審査の対象案件について、今回の入札は4社の入札であったが、入札が1社のみの場合にはどのような対応がなされるのか？ 企業の同種工事の施工実績における施工実績判定について、「同種」と「より同種」の違いは？	その通りである。 一つの工事にしようと思えばできないわけではないが、一括審査の目的でもある、受注機会の確保という面において、2件に分けて一括審査の対象案件とすることで少なくとも2社の受注機会が図れる。 今回の工事は使用可能な隻数が限られている作業船の調達や、発注等級を加味した上で2つに分割している。 配点に関しては入札説明書にも記載されているが、施工実績の提示において国の発注工事のものか、県の発注工事のものかで差が生まれている。 1社だった場合、1件目の工事を落札すれば、2件目の工事については参加資格者がいなくなるため、不調となる。ただし、要件設定する際にどの程度の業者に入札参加資格があるのかを事前にシミュレーションしている。 本案件については、施工実績で提示された工事が「海域において作業船により、1,600m³以上(未満)の場所打ちコンクリートを打設した工事」であるかどうかにより判定している。

(2) 建設コンサルタント等業務 公募型競争入札方式(簡易型)

意見・質問	回 答
三島川之江港土質調査(その2) 発注方式の選定は業者ごとに技術の差が顕著に表れる場合にも影響するのか？ 履行期間が令和7年10月30日から令和8年6月30日と長い期間を設定されているがこの理由は？ 実施方針の業務理解度における点数は、どのように決まっているのか？	本案件のような純粋な土質調査のみであれば、どこかの業者の技術が特に秀でている等はない。潮流や船の往来による影響が強い外的要因があるなど技術的難易度が高ければ、総合評価標準型の発注方式をとる場合もある。 準備工で1ヶ月ほどとり、その後に探査工、ボーリング工、室内土質調査試験と多くの工程を経るために必要な期間設定となっている。 業務の目的や条件など、特記仕様書に記載の内容等をどれだけ満たせているかによって評価している。

(3)建設コンサルタント等業務 簡易公募型競争入札方式(簡易型)

意見・質問	回 答
高松空港土質調査 チャレンジ型の発注方式をとった効果はどういったところに出てきているのか？ 新規業者がこの制度で参入しやすくなっている等はあるのか？ 既存業者の中で多くの参入機会を与えているという認識で合っているか？ 技術評価点の得点合計を一定の点数に換算する作業は必要なのか？	参入機会を幅広い業者に与えるといった観点から、結果として7社の入札があったことは一つの効果であると考える。 主として、参入しているにも関わらず、受注ができず実績が残せない業者やそれに伴い表彰がもらえない業者等が積極的に入札できる方式であって、必ずしも新規業者の受注機会創出を目的としているものではない。 その通りである。 一方で、チャレンジ型を多く採用してしまうと、表彰を受けた方の実績など頑張った者が評価されないことにもなってしまうため、案件に応じて設定している。 入札公告において、技術評価点を60点満点で評価することとしており、価格評価点と技術評価点を1:1で評価するため換算している。

(4)建設コンサルタント等業務 簡易公募プロポーザル方式

意見・質問	回 答
徳島小松島港における生物共生を考慮した浚渫土砂活用技術検討業務 人工石が港にすでに入っていて、そのモニタリングで魚や藻、卵等が付いているかを調査する業務なのか？ 1社のみの入札となっているが、何社が入札してくると予想していたのか？ また、1社のみとなった理由をどう考えているのか？ 企業の業務成績におけるJV申請時の配点は、代表者・構成員の平均点である27点となっているが、それぞれに対する重みを変える等の処置は必要ないのか？ 構成員が複数ある場合においても、同じように平均点を取るのか？ 技術者の業務成績の点が代表者・構成員それぞれに付されているが、JV申請時は技術者をそれぞれで立てる必要があるのか？ JV申請の場合、技術者の業務成績の配点は、代表者の点が設計共同体としての配点となり、構成員の点は考慮されないのか？ 技術者の業務成績の配点において、構成員の得点が平均60点未満の場合は条件を満たさないことになるのか？	人工石等の実証実験は令和8年度工事で発生する浚渫土砂を活用するため、今年11月頃に施工予定である。当該業務は、実証実験箇所の事前の水質調査、付着生物調査のほか、藻場等を維持・保全していくための地域との連携方策を検討するものである。 事前シミュレーションでは、同種業務の実績等を考慮して10社ほどの入札参加資格を有する者が見込まれていた。前年度に継続しての業務となっており、前年度受注した業者の内容理解度が高いため、他の業者が敬遠したのもその要因であると考える。 企業の参加資格要件として、代表者・構成員に同じ業務実績や技術者の資格を求めていることから、重み付けをした評価はしていない。 その通りである。 JVの管理技術者については代表者から選出してもらうようになっているが、構成員に関しても同等の資格を持った技術者を配置してもらうようになっている。 業者選定の際、構成員の点は考慮されない。 その通りである。

(5) 役務の提供等及び物品の製造等 一般競争入札方式

意見・質問	回 答
松山港灯浮標チェーン等購入 2社の業者の入札額が大幅に開いているが、その理由は？ 何社くらいが製造している製品なのか？	落札業者は販売商社ではあるが、関連業者が製作工場を有しているため、直接工場で製作したものを納入できることがその要因ではないかと考える。 基本的には注文さえすれば、多くの工場で受注製作できるものであると考えている。 ただし、シミュレーションにかけたところC等級では入札参加資格を有しているのは1社のみとなっていたため、A、B等級に拡大しての発注となった。

2. 指名停止の運用状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

3. 入札談合に関する情報等への対応状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

4. 再度入札における一位不動状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

5. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

6. 一者応札の発生状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

7. 不調・不落の発生状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

8. 高落札率の発生状況について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	

9. 再苦情処理について

意 見 ・ 質 問	回 答
・特になし	